



広島県報

号外
第63号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規 則

広島県会計規則の一部を改正する規則 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則	三	(審査指導室)
広島県立保健福祉大学学則の一部を改正する規則	三	(大学企画管理室)
広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則	五	(医務看護室)
広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する規則	六	(障害者支援室)
広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則	六	(介護保険指導室)
県立病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則	九	(県立病院室)
広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則	一〇	(商工金融室)
通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則	一一	(観光振興室)
(以上県法規記載)		
職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令	一三	(人事室)
職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令	一四	()
広島県消防学校職員服制及び貸与規程の一部を改正する訓令	一五	(危機管理室)
(以上県法規記載)		

- 広島県議会議事局訓令
- 広島県教育委員会訓令
- 広島県警察本部訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令
- 広島県人事委員会訓令
- 広島県監査委員会訓令

広島海区漁業調整委員会訓令

広島県職員き章に関する訓令の一部を改正する訓令 (人事室) 一八

(県法規記載)

- 広島県議会議事局訓令
- 広島県教育委員会訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令
- 広島県人事委員会訓令
- 広島県監査委員会訓令
- 広島海区漁業調整委員会訓令

広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令 () 一九

(県法規記載)

- 広島県公営企業管理規程

広島県広報広聴事務規程 (広報室) 二〇

(県法規記載)

告 示

県立広島大学保健福祉学部附属診療所における診療科の額	二二	(大学企画管理室)
平成元年広島県告示第四百二十四号(広島県立総合精神保健福祉センターの診療料の額)の一部を改正する告示	二二	(保健対策室)
告示の廃止	二二	(障害者支援室)
広島県立大野寮における食料その他の特定費用の額	二二	()
広島県立身体障害者リハビリテーションセンターにおける食料その他の特定費用の額	二三	()
広島県立心身障害者コロニーにおける食料その他の特定費用の額	二三	()
昭和五十五年広島県告示第六百二十八号(宮島公園の設置)の一部を改正する告示	二三	(都市総務室)
昭和五十五年広島県告示第七百八十号(広島県立広島緑化植物公園の設置)の一部を改正する告示	二三	()
昭和五十八年広島県告示第三百八十号(広島県立広島緑化植物公園の設置)の一部を改正する告示	二三	()
(以上県法規記載)		

公布された規則のあらまし

広島県会計規則の一部を改正する規則(規則第三十一号)(審査指導室)

一 改正の要旨

行政組織の再編及び会計事務処理の変更に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

出納員その他の会計職員に関する規則の一部を改正する規則(規則第三十二号)(審査指導室)

一 改正の要旨

行政組織の変更等に伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県立保健福祉大学学則の一部を改正する規則(規則第三十三号)(大学企画管理室)

一 改正の要旨

教育課程における授業科目名の名称変更を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第三十四号)(医務看護室)

一 改正の要旨

介護保険法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する規則(規則第三十五号)(障害者支援室)

一 改正の要旨

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例等の一部改正に伴い、条例別表の備考に規定する食事療養料として徴収する額の端数処理について定める

ため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三十六号)(介護保険指導室)

一 改正の要旨

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、市町の拠出金の算定方法を変更するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

県立病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三十七号)(県立病院室)

一 改正の要旨

県立病院使用料及び手数料条例の一部改正により、新たに選定療養に定めるところにより厚生労働大臣が定める自動吻合器を用いた直腸粘膜脱又は内痔核手術(PPH)に係る手術料などが新設されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第三十八号)(商工金融室)

一 改正の要旨

高度化事業について、事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るため、貸付対象事業を追加するとともに、貸付利率を改定するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則(規則第三十九号)(観光振興室)

一 改正の要旨

通訳案内業法の一部が改正され、同法の題名が通訳案内士法に改正されたこと及び通訳案内を業として行う者について免許制から登録制へ緩和されたことに伴い、当該施行

細則の題名を改正するとともに、提出書類の様式を定めるなどの必要な改正を行った。

二 施行期日
平成十八年四月一日

規 則

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十一号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項に次のただし書を加える。

ただし、出納長が特に認めるときは、現金払込書の添付を要しないものとする。また、領収済通知書の添付に替えて、領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信により行うことができるものとする。

別表第一中 広島県立農業技術大学校

を 広島県立農業技術大学校
広島県西部農業技術指導所

に、 広島県立大門高等学校
広島県立倉橋高等学校

を 広島県立大門高等学校

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

出納員その他の会計職員の仕事等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十二号

出納員その他の会計職員の仕事等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の仕事等に関する規則(昭和三十九年広島県規則第二十三号)の

一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「企画指導室長、出納審査室長」を「審査指導室長」に改め、同項第二号中「出納審査室」を「審査指導室」に改める。

第六条第一項第一号中「企画指導室、出納審査室」を「審査指導室」に改める。

第十条中「出納長室企画指導室長」を「出納長室審査指導室長」に改める。

別表第一の一の部中「交付」の下に、「広島県議会個人情報保護条例(平成十七年広島県条例第六十六号)の規定による保有個人情報記録されている公文書の写しの交付及びこれらの条例の規定により広島県議会個人情報保護審査会に提出された意見書若しくは資料の写しの交付」を加え、同表の四の部中「文書第二係長」を「文書管理第一係長」に、「庶務係長」を「課長代理」に改め、「交付」の下に、「広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号。以下「個人情報保護条例」という。)の規定による保有個人情報記録されている行政文書の写しの交付及び広島県個人情報保護審査会設置条例(平成十六年広島県条例第五十号。以下「情報公開・個人情報保護審査会設置条例」という。)の規定による意見書又は資料の写しの交付」を加え、同表の七の部中

「個人情報保護条例」という。)の規定による保有個人情報記録されている行政文書の写しの交付及び広島県個人情報保護審査会設置条例(平成十六年広島県条例第五十号。以下「情報公開・個人情報保護審査会設置条例」という。)の規定による意見書又は資料の写しの交付」を加え、同表の七の部中

総務局総務管理員	総務局次長	一 当該出納員の所属する麻の会計事務(法第七十條第一項第一号及び第七号に規定する会計事務を除く。)のうち、建設局建設総務課の分掌事務に係るもの
総務局総務管理員	総務局総務管理監	一 当該出納員の所属する麻の会計事務(法第七十條第一項第一号及び第七号に規定する会計事務を除く。)のうち、建設局大柿維持管理分室庶務課の分掌事務に係るもの

を

総務局総務管理員	総務局次長	一 当該出納員の所属する麻の会計事務(法第七十條第一項第一号及び第七号に規定する会計事務を除く。)のうち、建設局建設総務課の分掌事務に係るもの
----------	-------	---

に改め、同表の十五の部

中	広島県立農業技術センター	総務課長	次長
---	--------------	------	----

を

広島県立農業技術センター	総務課長	次長
広島県立西部農業技術指導所	次長	専門技術監

に、

の十六の部中

広島県広島港湾振興局	総務課長又は総務管理員	を	広島県広島港湾振興局	総務課長
------------	-------------	---	------------	------

に改め、同表

広島県農業改良普及センター	次長	所長
---------------	----	----

を

広島県東部農業技術指導所	次長	
広島県北部農業技術指導所	次長	

に、

病害虫防除所		
--------	--	--

を

広島県西部病害虫防除所	次長	
広島県東部病害虫防除所	次長	
広島県北部病害虫防除所	次長	

に改める。

別表第二の一及び二の項中「総務企画部管理総室」を「総務部総務管理局」に改め、同表の三の項中「総務企画部秘書広報総室」を「総務部秘書広報局」に、「及び広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号。以下「個人情報保護条例」という。)」を、「個人情報保護条例」に改め、「交付」の下に「及び情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定による意見書又は資料の写しの交付」を加え、同表の四の項中

四	総務企画部秘書広報総室 環境生活部環境局環境創造総室環境政策室	室長 室長
---	------------------------------------	----------

を

一 当該室で収納する県有物品の販売に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

四	総務部秘書広報局広報室	室長
---	-------------	----

に

改め、同表の十二の項を同表の十四の項とし、同表の十一の項中

土木建築部都市局建築総室建築総務室	室長
土木建築部都市局建築総室住宅企画室	室長
土木建築部都市局建築総室住宅管理室	室長

を

都市部都市事業局都市総務室	室長
都市部都市事業局住宅室	室長

に

改め、同項を同表の十三の項とし、同表の十の項中「管理総室」を「総務管理局」に改め、同項を同表の十二の項とし、同表の九の項中「衛生・被爆者総室」を「保健医療局」に改め、同項を同表の十の項とし、同項の次に次の一項を加える。

十一	福祉保健部社会福祉局地域福祉室	室長
----	-----------------	----

一 当該出納員の所属する室の所掌に属する事務に係る現金及び有価証券の出納及び保管

別表第二の八の項中

福祉保健部保健医療総室医療看護室	室長
福祉保健部保健医療総室保健対策室	室長
福祉保健部衛生・被爆者総室原爆被爆者援護室	室長
福祉保健部福祉総室身体障害者福祉室	室長
福祉保健部福祉総室知的障害者福祉室	室長
福祉保健部福祉総室児童支援室	室長
福祉保健部福祉総室家庭支援室	室長
商工労働部管理総室商工金融室	室長

を

福祉保健部総務管理局こども家庭支援室	室長
福祉保健部保健医療局医療看護室	室長
福祉保健部保健医療局保健対策室	室長
福祉保健部保健医療局被爆者・毒ガス障害者対策室	室長
福祉保健部社会福祉局障害者支援室	室長
商工労働部総務管理局商工金融室	室長

に

改め、同項を同表の九の項とし、同表の七の項中「福祉総室地域福祉室」を「総務管理局福祉保健総務室」に改め、同項を同表の八の項とし、同表の六の項中「総務企画部財務総室」を「総務部財務局」に、「林務総室林務管理室」を「農林整備局森林保全室」に改め、同項

を同表の七の項とし、同表の五の項中「総務企画部財務総室」を「総務部財務局」に改め、同項を同表の六の項とし、同項の前に次の一項を加える。

五 環境部環境対策局環境政策室	室長	一 当該室で収納する県有物品の販売に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管 二 当該室で販売する県有物品の出納及び保管
-----------------	----	--

別表第三の一の項中「総務企画部管理総室」を「総務部総務管理局」に改め、同表の二の項中「福祉総室身体障害者福祉室又は知的障害者福祉室」を「社会福祉局障害者支援室」に改め、「広島県立身体障害者リハビリテーションセンターが行う補装具の製作又は修理」を削り、同表の三の項中「管理総室」を「総務管理局」に改める。

別表第四の一の項中「総務企画部財務総室」を「総務部財務局」に改め、同表の二の項中「総務企画部財務総室」を「総務部財務局」に改め、同表の三の項中「農林整備局森林保全室」に改め、同表の五の項中「総務企画部財務総室」を「総務部財務局」に、

福祉保健部保健医療総室医療看護室	福祉保健部保健医療総室医療看護室出納員	福祉保健部保健医療総室医療看護室
福祉保健部保健医療総室保健対策室	福祉保健部保健医療総室保健対策室出納員	福祉保健部保健医療総室保健対策室
福祉保健部衛生・被爆者総室原爆被爆者援護室	福祉保健部衛生・被爆者総室原爆被爆者援護室出納員	福祉保健部衛生・被爆者総室原爆被爆者援護室
福祉保健部福祉総室身体障害者福祉室	福祉保健部福祉総室身体障害者福祉室出納員	福祉保健部福祉総室身体障害者福祉室
福祉保健部福祉総室知的障害者福祉室	福祉保健部福祉総室知的障害者福祉室出納員	福祉保健部福祉総室知的障害者福祉室
福祉保健部福祉総室児童支援室	福祉保健部福祉総室児童支援室出納員	福祉保健部福祉総室児童支援室
福祉保健部福祉総室家庭支援室	福祉保健部福祉総室家庭支援室出納員	福祉保健部福祉総室家庭支援室
土木建築部都市局建築総室住宅管理室	土木建築部都市局建築総室住宅管理室出納員	土木建築部都市局建築総室住宅管理室
福祉保健部総務管理局(こども家庭支援室)	福祉保健部総務管理局(こども家庭支援室)出納員	福祉保健部総務管理局(こども家庭支援室)
福祉保健部保健医療局医療看護室	福祉保健部保健医療局医療看護室出納員	福祉保健部保健医療局医療看護室
福祉保健部保健医療局保健対策室	福祉保健部保健医療局保健対策室出納員	福祉保健部保健医療局保健対策室

を

に改め、

福祉保健部保健医療局被爆者・毒ガス障害者対策室
福祉保健部保健医療局被爆者・毒ガス障害者対策室出納員

福祉保健部社会福祉局障害者支援室	福祉保健部社会福祉局障害者支援室出納員	福祉保健部社会福祉局障害者支援室出納員
都市部都市事業局住宅室	都市部都市事業局住宅室出納員	都市部都市事業局住宅室出納員

建設局(支局及び分室を除く)	広島県広島地域事務所建設局出納員
建設局維持管理分室	広島県広島地域事務所建設局維持管理分室出納員

を

建設局(支局を除く)	広島県広島地域事務所建設局出納員
------------	------------------

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県立保健福祉大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第三十三号

広島県立保健福祉大学学則の一部を改正する規則

広島県立保健福祉大学学則(平成十二年広島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表中「痴呆性障害看護特論」を「認知症看護特論」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第三十四号

広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県看護師等修学資金貸付規則(昭和三十七年広島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ(7)中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改め、同号イ(8)中「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十五号

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する規則

(広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則の一部改正)

第一条 広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則(昭和五十三年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「手数料」の下に、「(前項各号に掲げる診療料及び食事療養料を除く。)」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次の各号に掲げる場合の端数処理については、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 条例別表第一備考1及び備考2の規定により算定した診療料の額に十円未満の端数がある場合 当該端数を切捨て

二 条例別表第一備考1の規定により算定した食事療養料の額に一円未満の端数がある場合 当該端数を四捨五入

三 条例別表第一備考2の規定により算定した食事療養料の額に十円未満の端数がある場合 当該端数を四捨五入

(広島県立福山若草園使用規則の一部改正)

第二条 広島県立福山若草園使用規則(昭和五十三年広島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「手数料」の下に、「(前項各号に掲げる診療料及び食事療養料を除く。)」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次の各号に掲げる場合の端数処理については、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 条例別表第一備考1及び備考2の規定により算定した診療料の額に十円未満の端数がある場合 当該端数を切捨て

二 条例別表第一備考1の規定により算定した食事療養料の額に一円未満の端数がある場合 当該端数を四捨五入

三 条例別表第一備考2の規定により算定した食事療養料の額に十円未満の端数がある場合 当該端数を四捨五入

(広島県立心身障害者コロニー使用規則の一部改正)

第三条 広島県立心身障害者コロニー使用規則(昭和五十八年広島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「手数料」の下に、「(前項各号に掲げる診療料及び食事療養料を除く。)」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次の各号に掲げる場合の端数処理については、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 条例別表第一備考1及び備考2の規定により算定した診療料の額に十円未満の端数がある場合 当該端数を切捨て

二 条例別表第一備考1の規定により算定した食事療養料の額に一円未満の端数がある場合 当該端数を四捨五入

三 条例別表第一備考2の規定により算定した食事療養料の額に十円未満の端数がある場合 当該端数を四捨五入

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十六号

広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則(平成十二年広島県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「事業運営期間」を「計画期間」に、同項第一号中「標準給付費見込額計算書」を「標準給付費額及び地域支援事業に要する費用の見込額計算書」に改める。

第五条中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第八条(見出しを含む。)及び第九条(見出しを含む。)中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第十一條の二第一項中「平成十四年度までの事業運営期間」の下に「(介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)による改正前の介護保険法第百四十七條第二項第一号に規定する事業運営期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように定める。

様式第一号(第2条関係)

介護保険標準給付費額及び地域支援事業に要する費用の額の見込額計算書

(市町等名)
(単位:円)

標準給付費額の見込額			
年度	年度	年度	合計
(A)	(B)	(C)	(D) = (A) + (B) + (C)
地域支援事業に要する費用の額の見込額			
年度	年度	年度	合計
(E)	(F)	(G)	(H) = (E) + (F) + (G)
地域支援事業に要する費用の額の見込額			合計
			(I) = (D) + (H)

注 (A) . (B) . (C) の各欄には、介護保険法(平成9年法律第123号)第129条の規定による保険料率算定の際に見込んだ介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号)第6条第4項第1号における「標準給付費額」を記入する。
また、(E) . (F) . (G) の各欄には、介護保険法第129条の規定による保険料率算定の際に見込んだ介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第6条第4項第1号における「地域支援事業に要する費用の額」を記入する。

様式第二号(第2条関係)

介護保険財政安定化基金拠出金見込額計算書

(市町等名)
(単位:円)

標準給付費額の見込額	地域支援事業に要する費用の額の見込額	拠出率	拠出見込額
(A)	(B)	(C)	(D) = ((A) + (B)) × (C)
年度別拠出見込額			
年度	年度	年度	合計
(E)	(F)	(G)	(H) = (E) + (F) + (G)

注 1 (A) 欄は様式第一号の(D)欄の金額に、(B)欄は同様式の(H)欄の金額に一致すること。
2 (C) 欄には条例第2条において定められた拠出率を記入すること。
3 (F) 欄、(G) 欄は(D)欄の額を3で除したものとし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
4 (H) 欄は(D)欄に一致させること。

別記様式第三号

「3 交付金の交付を受ける場合の広島県指定金融機関の店舗

銀行 支店 (口座番号) 宛

別記様式第四号

$$\frac{(H) = ((F) - (G))}{(H) = ((F) - (G)) / 2}$$

$$\frac{(H) = ((F) - (G))}{(H) = ((F) - (G)) / 2}$$

別記様式第五号及び別記様式第六号を次のように定める。

様式第5号 (第5条, 第9条関係)

介護保険財政安定化基金事業対象収入額実績報告書 (平成 〃 年度)

(市町等名) (単位: 円)

実績保険料収納 (見込) 額 (A)	介護給付費交付金 交付実績 (見込) 額 (B)	公費負担金実績 (見込) 額 (C)	調整交付金交付実績 (見込) 額 (D)
地域支援事業交付金及び負担金 実績 (見込) 額 (E)	地域支援事業 支援交付金 交付実績 (見込) 額 (F)	介護給付費準備基金取崩し額 (G)	法第127条及び第128条の規定による 補填金のうち繰上交付額に充てる額 (H)
基金事業対象収入 (見込) 額			
(A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) + (H)			

注 いずれも, 本計画期間3年間の数値を記入すること。

様式第6号 (第5条, 第9条関係)

介護保険財政安定化基金事業対象費用額実績報告書 (平成 〃 年度)

(市町等名) (単位: 円)

標準給付費実績 (見込) 額 (A)	地域支援事業に要する 費用の実績 (見込) 額 (B)	財政安定化基金拠出金 (C)	財政安定化基金償還金 (D)
基金事業対象費用 (見込) 額			
(A) + (B) + (C) + (D)			

注 いずれも, 本計画期間3年間の数値を記入すること。

別記様式第八号中「広島県指定金融機関の店舗」や「金融機関名及び店舗名」に定める。

「3 貸付金の交付を受ける場合の広島県指定金融機関の店舗 銀行 支店 (口座番号)」に定める。

別記様式第十号を次のように定める。

様式第10号(第8条関係)
 単年度基金事業対象収入額実績報告書(平成 年度)
 (市町等名)
 (単位:円)

実績保険料収納(見込)額 (A)	介護給付費交付金 交付実績(見込)額 (B)	公費負担金実績(見込)額 (C)	調整交付金交付実績(見込)額 (D)
---------------------	------------------------------	---------------------	-----------------------

地域支援事業交付金及び負担金 実績(見込)額 (E)	地域支援事業交付金 交付実績(見込)額 (F)	介護給付費準備基金取崩し額 (G)	法第27条及び第28条の規定による 補填のうち準備金付費に充てる額 (H)
----------------------------------	-------------------------------	----------------------	---

単年度基金事業対象収入(見込)額 (A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) + (H)

標準給付費額	
現物給付実績(見込)額 (A)	償還払い実績(見込)額 (B)

標準給付費実績(見込)額 (A)	地域支援事業に要する費用 の実績(見込)額 (B)
---------------------	---------------------------------

別記様式第13号
 「3 貸付金の交付を受ける場合の広島県指定金融機関の店舗
 銀行 支店(口座番号) 番号

貸付限度額 (B) - (C) - (A) - (本事業運営期間の貸付済額) × 1.1
--

貸付限度額 (B) - (C) - (A) - (本計画期間の貸付済額) × 1.1
--

「2については、本事業運営期間3年間の数値を記入すること。
 F欄は、D < Eの場合のみに記入すること。」

「注 1 2については、本計画期間3年間の数値を記入すること。
 2 F欄は、D < Eの場合のみに記入すること。」

「借入年度の属する中期財政運営期間中は据置とし、据置期間経過
 後の3年以内」

「借入年度の属する計画期間中は据置とし、据置期間経過後の3年
 以内」

「広島県指定金融機関の店舗」を「金融機関名及び店舗名」に改め、
 以下の表を公表の日に発行する。

県立病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。
 平成十八年四月一日

広島県規則第三十七号
 広島県知事 藤田 雄山

県立病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則
 県立病院使用料及び手数料条例施行規則(昭和二十四年広島県規則第五十七号)の一部を
 次のように改正する。

第二十条第一項中「非紹介患者の初診に係る加算料「分べん料」を「選定療養に定めるところ
 により厚生労働大臣が定める自動吻合器を用いた直腸粘膜脱又は内痔核手術(PPH)に
 係る手術料、非紹介患者の初診に係る加算料「ケミカルピーリング料」「分べん料」「母乳外来

利用料」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第三十八号

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則(昭和三十三年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「〇・八〇パーセント」を「〇・九五パーセント」に改める。

第十二条第一項ただし書中「その延滞につき災害その他」を「特に」に改める。

別表第一の第一号中「の規定に基づき」を「に掲げる事業のうち、経営革新のための事業であつて」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 異分野連携新事業 分野開拓計画認定 グループ事業	政令第二条第一項第一号に掲げる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓に係る事業であつて、省令第二十六条第二項の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの
---------------------------------------	---

別表第一の第二号の次に次の一号を加える。

二の二 総合効率化計画認定 グループ事業	政令第二条第一項第一号八の規定に基づく省令第二十七条の二の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの
----------------------------	--

別表第一の第七号中「組合員の」を「組合員等の」に改める。

別表第二の第一号中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に、「経営革新支援法」という。(第四条第一項)を「中小企業新事業活動促進法」という。(第九条第一項)に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	中小企業新事業活動促進法第十一条第一項に規定する複数の中小企業者であつて、次に掲げるもの 一 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施する代表者 二 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施するすべての者の連名によるもの 三 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施するそれぞれの者	整備資金の一〇〇分の九〇以内
-------------------------------	---	----------------

別表第二の第二号の次に次の一号を加える。

二の二 画認定グループ事業	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年度法律第八十五号)以下「流通業務総合効率化法」という。(第二条第十一号)に規定する中小企業者であつて、次に掲げるもの 一 総合効率化計画認定グループ事業を実施する代表者 二 総合効率化計画認定グループ事業を実施するすべての者の連名によるもの 三 総合効率化計画認定グループ事業を実施するそれぞれの者	整備資金の一〇〇分の八〇以内
------------------	--	----------------

別表第二の第九号及び第十号中「に對する」を「が専有する施設に係る」に改め、同表の第十五号中「整備及び」を「整備又は」に改め、同表の第十六号の次に次の一号を加える。

十七 緊急健康被害等防止事業	一の項から十四の項までに掲げるそれぞれの事業の貸付対象者のうち、事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止のために、知事が別に定める基準に適合するものを行うもの	整備資金の一〇〇分の九〇以内
-------------------	---	----------------

別表第三の第十二号中「別表第二の三の項、五の項(特定中小企業団体の行う事業に限る。)」を「別表第二の二の二の項、三の項(特定中小企業団体の行う事業に限る。)、五の項、八の項」に、「中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)第五条第二項に規定する認定計画」を「流通業務総合効率化法第五条第二項に規定する認定総合効率化計画」に改め、同表第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同表の第十六号中「高度化事業」を「事業」に改め、同号を第十五号とし、同表の第十七号中「経営革新支援法第五条第二項」を「中小企業新事業活動促進法第十条第二項」に改め、同号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 別表第二の一の二の項に掲げる異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業に係る資金の貸付け	
---	--

別表第三に次の一号を加える。

二十二 別表第二の十七の項に掲げる緊急健康被害等防止事業に係る資金の貸付け	
--	--

附則

一 この規則は、公布の日から施行する。

二 改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

3 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十号)附則第四条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けについては、改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則別表第三の第十三号の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十九号

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内業法施行細則(昭和二十四年広島県規則第九十号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

通訳案内業法施行細則

第一条中「通訳案内業法」を「通訳案内業法」に、「通訳案内業法施行規則」を「通訳案内業法施行規則」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(登録の申請)

第二条 法第二十条第一項の規定による登録の申請は、当該登録を受けようとする者本人が広島県商工労働部産業振興局観光振興室に出頭して行わなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 省令第十六条第二項第一号の健康診断書は、別記様式第一号による。

3 前項の健康診断書は、医師(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の規定による医師免許を受けた者に限る。)の診断の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

4 省令第十六条第二項第三号の履歴書には、法第四条各号に該当する事由の有無を記載しなければならない。

5 省令第十六条第二項第五号の代理する権限を付与したことを証する書面には、省令第十三条第一項に規定する非居住者とその代理人が業務上密接な関係を有することを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の誓約書の提出)

第三条 省令第十三条第一項の規定により代理人となるものは、別記様式第二号による誓約書を知事に提出しなければならない。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

健 康 診 断 書

氏 名				性 別	男	女
生年月日	年	月	日	生 年 齡		才
上記の者について、下記のとおり診断します。						
1	精神機能					
	精神機能の障害 (該当するものにシ印を記入すること。)					
	なし		あり			
2	1 で「あり」に該当する場合					
(1)	病名					

(2)	現に受けている治療の内容					

(3)	治療を受けている状態であれば、通訳案内の業務を適正に行うに当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことの可否 (該当するものにシ印を記入すること。)					
	可 否					
診断年月日	年	月	日			
医 師	病院、診療所等の名称					
	所在地	TEL ()				
	氏 名					

注 1 2(1)から(3)までの項目については、同様の内容が記載された別紙によることができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

誓 約 書

広島県知事 様

平成 年 月 日

代理人住 所
氏 名

[法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名]

④

本 籍 地
生年月日

年 月 日 生

通訳案内士法施行規則第 13 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約します。

注 1 代理人の本籍地及び生年月日については、代理人が個人の場合に記載し、代理人が法人の場合にあつては、別紙に役員全員の氏名、本籍地及び生年月日に記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別紙

(法人の所在地)

(法人の名称及び代表者の氏名)

氏名	
本籍地	
生年月日	年 月 日生
氏名	
本籍地	
生年月日	年 月 日生
氏名	
本籍地	
生年月日	年 月 日生
氏名	
本籍地	
生年月日	年 月 日生
氏名	
本籍地	
生年月日	年 月 日生

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

広島県訓令第八号

本 地 方 機 関 庁

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程(昭和二十八年広島県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第二項」の下に「又は第三条」を加え、同条第三項ただし書中「総務企画部管理総室人事室長」を「総務部総務管理局人事室長」に改める。

第七条及び第八条中「総務企画部管理総室人事室長」を「総務部総務管理局人事室長」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

行政職給料表の各級に相当する職務の級(再任用職員以外の職員の場合)

行政職給料表	職務給表(一)	職務給表(二)	研 究 料	医 療 給 付	医 療 給 付	医 療 給 付	医 療 給 付	技 術 職 給 料 表
9 級	4級の5号給以上		5級の5号給以上	4級				
8 級	4級の4号給以下 3級の29号給以上		5級の4号給以下					
7 級	3級の9号給から28号給まで	4級の17号給以上		7級	7級			
6 級			4級	3級	6級	6級		
5 級	3級の8号給以下 2級の17号給以上	3級の16号給以下 2級の53号給以上	3級の5号給以上	2級の9号給以上	5級	5級		
4 級	2級の5号給から16号給まで	2級の45号給から52号給まで	3級の4号給以下	2級の8号給以下			5級 4級	

3 級	2級の4号給 以下 1級の25号給 以上	2級の37号給 から 44号給 まで	2級の29号給 以上	1級の13号給 以上	4級の9号給 以上	4級の5号給 以上	
2 級	1級の9号給 から 24号給 まで	2級の21号給 から 36号給 まで	2級の9号給 から 28号給 まで 1級の73号給 以上	1級の12号給 以下	3級の8号給 以下 2級の9号給 以上	3級の4号給 以下	3級
1 級	1級の8号給 以下	2級の20号給 以下 1級	2級の8号給 以下 1級の72号給 以下		2級の8号給 以下 1級	2級の1級	2級 1級

備考 研究職給料表の適用を受ける者のうち、主任研究員又はこれと同等若しくは上位の職にある者については、3級57号給以上の職務は、行政職給料表6級に相当する職務として取り扱ふ。

別表第二(第二条関係)
行政職給料表の各級に相当する職務の級(再任用職員の場合)

行政職給料表	教職給料表	教職給料表(一)	教職給料表(二)	研究職給料表	職医給料表	職医給料表(一)	職医給料表(二)	職医給料表(三)
9 級					4 級			
8 級	4 級			5 級				
7 級		4 級 3 級				7 級		7 級
6 級				4 級	3 級	6 級		6 級
5 級	3 級			3 級		5 級		5 級
4 級	2 級	2 級			2 級			
3 級	1 級			2 級	1 級	4 級 3 級		4 級 3 級
2 級						2 級		
1 級		1 級		1 級		1 級		2 級 1 級

備考 この表は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に適用する。

附 則
(施行期日)

1 この訓令が公布の日から起算して

- (経過措置)
- 改正後の職員の旅費の支給に関する規程別表第一の備考の規定の適用については、前分の間、同備考中「3級57号給以上」のものを「3級49号給以上」とし、「3級49号給以上」のものを「3級57号給以上」とするものとする。
 - 職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正
 - 職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令(平成九年広島県訓令第五号)の一部を次のように改正する。
- 附則第二項を削り、附則第一項中「(以下「改正後の旅費規程」という。)」を削り、同項の項番号を直す。

広島県訓令第九号

本 地 方 機 関 庁

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令
職員の勤務時間等に関する訓令(昭和二十七年広島県訓令第三号)の一部を次のように改

正する。

別記様式第一号の二中

介護休暇	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日		
職 専 免	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分

を

介護休暇	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分
------	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---

に改め、同

様式第二号

介護休暇	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分
------	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---

を

介護休暇	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分
------	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---

に

改める。

別記様式第三号中

制式の 期間		年月日	年月日
制式	年月日	年月日	年月日

を

制式の 期間		年月日	年月日
制式	年月日	年月日	年月日

に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

広島県訓令第十号

消防学校

広島県消防学校職員服制及び貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

広島県消防学校職員服制及び貸与規程の一部を改正する訓令

広島県消防学校職員服制及び貸与規程(昭和五十七年広島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「十二月一日」を「十月一日」に、「三月三十一日」を「五月三十一日」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「盛夏服」を「夏服」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「冬(合)帽」を「冬帽」に改め、「及び合服」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号中「盛夏帽」を「夏帽」に、「盛夏服」を「夏服」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号中「及び合服」を削り、同号を同条第八号とし、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号を同条第十号とし、同条第十二号を削り、同条第十三号を同条第十一号とする。

第五条中「服制(以下「貸与品」という。)」を「服制のうち、次の表の上欄に掲げるもの(以下「貸与品」という。)」に、「次に掲げる区分」を「それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる員数及び使用期間」に改め、同条の表を次のように改める。

品名	員数	使用期間
冬服	一着	三年
夏服	二着	二年
冬帽	一個	三年
夏帽	一個	二年
略帽	一個	一年
冬作業服	一着	一年
夏作業服	二着	二年
ネクタイ	二本	一年
制服バンド	一本	二年
作業服バンド	一本	二年
白手袋	二双	一年
短靴	一足	一年
安全靴	一足	五年

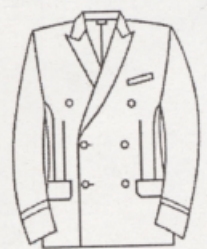
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

品名	色又は地質	冬服	
		衣	式
濃紺色の毛織物	濃紺色の毛織物	前面	開きん険入り、胸は二重とし、消防き章を付けた金色金属製ボタン各三個を二行に付け、第一ボタンは飾りとする。前面の左に二個、右に一個のポケットを付け、下部左右のポケットにはふたを付ける。形状は、第一図のとおりとする。
		胸章	黒色毛織物又は黒色金属製の台地とし、上下両縁に金線ししゅうを施し、中央に平織金線及び銀色消防き章を付けたものを右胸部に、その上部に黒色の台地に流水形の銀モール三本を付した消防関係職員章を付ける。形状は、第二図のとおりとする。
幅三〇ミリメートルの黒色しま織線二条及び幅六ミリメートルのじや腹組金線一条を表半面にまとう。形状は、第三図のとおりとする。	横七三ミリメートル、縦八四ミリメートルのオレンジ色を基調とした台地に校名及び校章を表示する。形状は、第四図のとおりとする。		

制服バンド	略 帽		夏 帽				冬 帽				夏 服								
	製 式	色又は地質	帽 帯	帽 章	製 式	色又は地質	帽 帯	帽 章	製 式	色又は地質	ズボン		上 衣		ズボン				
											製 式	色又は地質	製 式	色又は地質	エンブレム	肩章	前 面	色又は地質	製 式
ローラーバックル付きサランベルトとする。形状は、第八図のとおりとする。	アポロキャップ型とする。形状は、第七図のとおりとする。	エンジ色の織物	冬帽と同様とする。ただし、なな子織の色は紺とする。	冬帽と同様とする。	冬帽と同様とする。	紺色の毛織物	帽の周囲には、黒色のなな子織及びじや腹組金線を付ける。形状は、第六図のとおりとする。	金色金属消防章をモール製金属板で囲む。台地は、地質と同様とする。形状は、第六図のとおりとする。	金色金属消防章をモール製金属板で囲む。台地は、地質と同様とする。形状は、第六図のとおりとする。	円形とし、前ひさし及びあごひもは、黒ビニール製とする。あごひもの両端は、帽の両側において消防章を付けた金色ボタン一個で留める。形状は、第六図のとおりとする。									

第一図中「冬(合)服」を「冬服」に、



安全靴	短靴	作業服バンド	夏 作 業 服				冬 作 業 服				白 手 袋	ネ ク タ イ	カ ッ タ ー シ ャ ッ ツ		
			ズボン		上 衣		ズボン		上 衣						
			製 式	色又は地質	製 式	色又は地質	製 式	色又は地質	製 式	色又は地質					
形状は、第十四図のとおりとする。	黒色の革とする。	鉄製、二ピン止金付き、紺色のナイロン二重織り二穴レンジャーベルトとする。形状は、第十二図のとおりとする。	黒色の革とする。	形状は、第十三図のとおりとする。	冬作業服ズボンと同様とする。	冬作業服ズボンと同様とする。	冬作業服上衣と同様とする。	冬作業服上衣と同様とする。	紺色の合成繊維織物	長ズボンとし、両脇に風琴式アウトポケット各一個を付け、ふたを付ける。形状は、第十一図のとおりとする。	紺色とし、えり、肩及び背面上部にオレンジ色を配する合成繊維織物	長そでカッターシャツ型とし、胸部左右にポケット各一個を付け、ふたを付ける。背面上部に校名を表示する。形状は、第十一図のとおりとする。	白色の織物	濃紺色の無地のものとする。形状は、第十図のとおりとする。	白色の無地のものとする。形状は、第九図のとおりとする。

第十図中

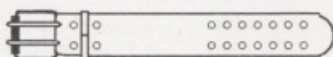


を



に

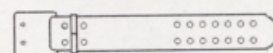
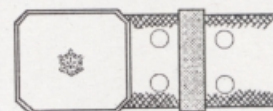
を



に改め、第十一図を第十二図とする。

に改める。

第十三図を削り、第十二図を第十三図とし、第十一図中



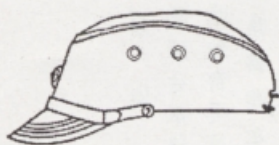
第五図中

冬合(盛夏)服

を

冬(夏)服

に改め、第五図を第六図とする。

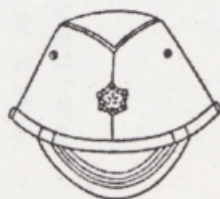


を



に改め、第六図を第七図とする。

第六図中



を



に

第十図を第十一図とし、第九図を第十図とし、第八図を第九図とし、第七図を第八図とする。



を



に改める。

この訓令は、公布の日から施行する。

附則

第4図
エンブレム



とし、第三図の次に次のように加える。



に改め、第四図を第五図



第四図中
盛夏服
を
夏服
に、

- 広島県訓令
- 広島県議会議務局訓令
- 広島県教育委員会訓令
- 広島県警察本部訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令
- 広島県人事委員会訓令
- 広島県監査委員訓令
- 広島海区漁業調整委員会訓令

第三号

- 広島県訓令
- 広島県議会議務局訓令
- 広島県教育委員会訓令
- 広島県警察本部訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令
- 広島県人事委員会訓令
- 広島県監査委員訓令
- 広島海区漁業調整委員会訓令

広島県職員き章に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山
広島県議会議長 新田篤実

本庁
地方機関
地方法務局
議事事務局
教育委員会事務局本庁
教育委員会事務局地方機関
学校以外の教育機関
警察本部
警察本部
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局
海区漁業調整委員会事務局

広島県教育委員会委員長 小笠原 道雄
 広島県警察本部長 片岡 義篤
 広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利
 広島県人事委員会委員長 丸山 明利
 広島県代表監査委員 近光 章明
 広島海区漁業調整委員会会長 折見 勝治

広島県職員き章に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県議会議事務局訓令
 広島県教育委員会訓令
 広島県警察本部訓令
 広島県選挙管理委員会訓令
 広島県人事委員会訓令
 広島県監査委員訓令
 広島海区漁業調整委員会訓令
 昭和四十三年
 広島県職員き章に関する訓令(昭和四十三年
 第一号)の一部
 を次のように改正する。
 第三条中「総務企画部管理総室人事室」を「総務部総務管理局人事室」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

広島県議会議事務局訓令
 広島県教育委員会訓令
 広島県選挙管理委員会訓令
 広島県人事委員会訓令
 広島県監査委員訓令
 広島海区漁業調整委員会訓令

広島県議会議事務局訓令
 広島県教育委員会訓令
 広島県選挙管理委員会訓令
 広島県人事委員会訓令
 広島県監査委員訓令
 広島海区漁業調整委員会訓令

第四号

本庁
 地方機関
 議会事務局
 教育委員会事務局本庁
 教育委員会事務局地方機関
 学校以外の教育機関
 選挙管理委員会事務局
 人事委員会事務局
 監査委員事務局
 労働委員会事務局
 海区漁業調整委員会事務局
 広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十八年四月一日

広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県議会議事務局訓令
 広島県教育委員会訓令
 広島県選挙管理委員会訓令
 広島県人事委員会訓令
 広島県監査委員訓令
 広島海区漁業調整委員会訓令
 平成五年
 広島県職員証に関する訓令(平成五年
 第一号)の一部を次の
 ように改正する。

第三条中「総務企画部管理総室人事室」を「総務部総務管理局人事室」に改める。別表知事部局の部を次のように改める。

出納長室	出納総務室長
総務部	総務部総務管理局総務室長
政策企画部	

知事部局		地域振興部	地域振興対策局地域振興総務室長
環境部	県民生活部	県民生活部総務管理局长	県民生活部総務管理局长
福祉保健部	総務管理局长	総務管理局长	福祉保健総務室長
商工労働部	総務管理局长	商工労働総務室長	総務管理局长
農林水産部	総務管理局长	農林水産総務室長	農林水産部
土木部	土木部	土木部	土木部
都市部	土木部	土木部	土木部
空港港湾部	土木部	土木部	土木部

附則
この訓令は、公布の日から施行する。

広島県訓令
広島県公営企業管理規程

広島県訓令 第五号
広島県公営企業管理規程

本庁
地方機関
公営企業部本庁
公営企業部地方機関

広島県報広聴事務規程を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山
広島県公営企業管理者 中村博

（趣旨）
広島県報広聴事務規程

第一条 この規程は、県の広報広聴活動を効果的かつ適正に行うため、その事務の運営に關し必要な事項を定めるものとする。

（広報広聴活動の基本理念）

第一条 広報広聴活動は、県民に県政情報を積極的に提供し、県民の県政への参画を図り、もって県民起点の考えに立った分かりやすい県政を推進することを目的とする。

（広報広聴事務）

第三条 広報広聴事務は、次のとおりとする。

一 広報事務

- イ 各種媒体による県民への県政情報の提供
 - ロ 報道機関への情報提供及び報道機関との連絡調整
 - ハ 国、市町及びその他の団体との広報に係る連携
 - ニ その他県施策の普及啓発上必要と認められる手段による広報
- 二 広聴事務
- イ 県民からの県政全般に対する意見、要望又は提言の受付
 - ロ 知事との対話集会等の開催
 - ハ アンケート等による県政に係る調査
 - ニ その他県施策の普及啓発上必要と認められる手段による広聴

（広報広聴主管室長及び広報広聴主任）

第四条 各部（出納長室を含む。以下同じ。）における広報広聴事務を円滑に行わせるため、各部に広報広聴主管室長及び広報広聴主任を置く。

2 広報広聴主管室長及び広報広聴主任は、当該所属職員のうちから、各部の長（出納長室にあつては出納長をいう。以下同じ。）が命じる。

3 広報広聴主管室長は当該室長が属する部の長及び総務管理局长等（出納長室にあつては副出納長、総務部にあつては秘書広報局長、政策企画部にあつては企画調整局長、地域振興部にあつては地域振興対策局長、環境部にあつては環境対策局長、都市部にあつては都市事業局長、空港港湾部にあつては空港港湾事業局長、公営企業部にあつては次長をいう。以下同じ。）を、広報広聴主任は当該広報広聴主任が属する部の広報広聴主管室長及び当該部内の各室の長を補佐して、当該部の所管に属する広報広聴事務の推進に当たる。

（広島県報広聴連絡会議）

第五条 広報広聴活動の基本方針、年間の主要な広報広聴計画及び広報広聴活動の実施に伴う所管主要業務の連絡調整に関する協議を行うため、広島県報広聴連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、総務管理局长等のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 5 連絡会議は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。

(広報広聴幹事会)

第六条 広報広聴事務の一層の計画的かつ効率的な運営を図るため、広報広聴幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

2 幹事会は、広報広聴主管室長をもって組織する。

3 幹事会は、秘書広報局長が必要に応じて招集し、主宰する。

(広報広聴担当者会議)

第七条 広報広聴事務の実務的な運営を図るため、広報広聴担当者会議(以下「担当者会議」という。)を設置する。

2 担当者会議は、広報室長及び行政情報室長並びに広報広聴主任をもって組織する。

3 担当者会議は、広報室長が毎月招集し、主宰する。

(広報広聴事務の総合調整)

第八条 総務部長は、必要があると認めるときは、関係各室の長に対し、広報広聴資料の提出を求め、又は広報広聴事務の処理に関し必要な事項を指示することができる。

(実施規定)

第九条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(広島県広報事務規程の廃止)

2 広島県広報事務規程(昭和二十五年広島県訓令第五十六号)は、廃止する。

示

広島県告示第四百十四号

県立広島大学保健福祉学部附属診療所使用料及び手数料条例(平成七年広島県条例第三十九号。以下「条例」という。)第二条ただし書及び別表の備考三の規定により、県立広島大学保健福祉学部附属診療所における診療料の額を次のように定める。

なお、平成十二年広島県告示第三百六十九号(広島県立保健福祉大学附属診療所における診療料の額)は、平成十八年三月三十一日限り、廃止する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

一 条例第二条ただし書に規定する診療料の額は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)に定めるところにより算定した額に百分の百五を乗じて得た額(その額に十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

二 条例別表の備考三に規定する診療料の額は、一点の単価を十一円五十銭とし、これに療養費用算定方法に定める点数を乗じて算定した額(その額に十円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入した額)とする。

広島県告示第四百十五号

平成元年広島県告示第四百二十四号(広島県立総合精神保健福祉センターの診療料の額)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)別表第一医科診療報酬点数表に掲げる種別に応じ、同告示に定めるところ」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより定める算定方法」に改める。

広島県告示第四百十六号

次に掲げる告示は、平成十八年三月三十一日限り、廃止した。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

一 平成六年広島県告示第九百十八号(広島県立身体障害者リハビリテーションセンターの診療料等の額)

二 平成六年広島県告示第九百十九号(広島県立福山若草園の診療料等の額)

三 平成六年広島県告示第九百二十号(広島県立心身障害者コロニーの診療料等の額)

広島県告示第四百十七号

広島県立大野寮設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第四十号)別表の規定により、広島県立大野寮における食事料その他の特定費用の額を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

種別	単位	金額
一 食事の提供に要する費用 1 入所に係るもの 2 通所に係るもの	一日当たり 一日当たり	一、八七二円 六五〇円
二 居住に要する費用	一日当たり	三六円

広島県告示第四百十八号

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号。以下「条例」という。)別表第一の規定により、広島県立身体障害者リハビリテーションセンターにおける食料料その他の特定費用の額を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

条例別表第一七の項に規定する食料料その他の特定費用の額(肢体不自由者更生施設あけぼのに係るものに限る。)は、実費を基準とした額で指定管理者の申請に基づき知事が承認して定める額とする。

広島県告示第四百十九号

広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第二号。以下「条例」という。)別表第一の規定により、広島県立心身障害者コロニーにおける食料料その他の特定費用の額を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

条例別表第一六の項に規定する食料料その他の特定費用の額(知的障害者更生施設松陽寮に係るものに限る。)は、実費を基準とした額で指定管理者の申請に基づき知事が承認して定める額とする。

広島県告示第四百二十号

昭和五十五年広島県告示第六百二十八号(宮島公園の設置)の一部を次のように改正する。
平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

三中「広島県土木建築部都市局都市総務室及び農林水産部農林整備局森林保全室」を「広島県環境部環境対策局自然環境保全室」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

広島県告示第四百二十一号

昭和五十五年広島県告示第七百八十号(広島県立広島緑化植物公園の設置)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

三中「広島県土木建築部都市局都市総務室及び広島県広島地域事務所建設局」を「広島県都市部都市事業局都市総務室及び農林水産部農林整備局森林保全室」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

広島県告示第四百二十二号

昭和五十八年広島県告示第三百八十号(広島県立広島緑化植物公園の設置)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

三中「広島県土木建築部都市局都市総務室及び広島県広島地域事務所建設局」を「広島県都市部都市事業局都市総務室及び農林水産部農林整備局森林保全室」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。